

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

準備書面 (26)

平成27年11月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 山 内 喜



弁護士 中 室



目 次

第1	はじめに	4
第2	1 審原告らの主張に対する反論	4
1	1 審原告らの主張する「過去の津波」について.....	4
2	隠岐トラフ南東縁の逆断層群について.....	6
3	新規制基準の策定過程における「既往最大」の考慮について.....	8

第1 はじめに

1 審被告は、平成 27 年 6 月 26 日付準備書面（22）（以下、「1 審被告準備書面（22）」という）において、1 審原告らの平成 27 年 6 月 18 日付控訴審第 4 準備書面（以下、「1 審原告ら控訴審第 4 準備書面」という）に対して反論し、大飯発電所 3 号機及び 4 号機（以下、「本件発電所」という）の津波に関する安全性が確保されていることを述べたところであるが、1 審原告らはさらに、平成 27 年 9 月 11 日付控訴審第 10 準備書面（以下、「1 審原告ら控訴審第 10 準備書面」という）においても、繰り返し縷々主張する。

そこで 1 審被告は、本書面において、1 審原告ら控訴審第 10 準備書面に対し、必要と認める限度において、反論あるいは主張の補充をする。

第2 1 審原告らの主張に対する反論

1 1 審原告らの主張する「過去の津波」について

(1) 1 審原告らは、自ら「本件新知見」と称する新聞記事（甲 158 の 1, 2）を根拠に、福井大学の山本博文氏らの調査によって「天正大地震『等』による津波痕の存在が明らかになった」以上、「それを踏まえて再検討されなければならない」にもかかわらず、「そうした検討をせずに『大津波が若狭湾に押し寄せた事実はない』などと主張するのは、極めて非科学的であり、地球科学上の常識を無視したものである」などと主張する（1 審原告ら控訴審第 10 準備書面 2 頁）。

しかしながら、既に 1 審被告準備書面（22）4～5 頁で述べたとおり、山本博文氏らの調査により発見された痕跡については、天正地震の際に生じた津波によるものであるかどうかも含め、その生成原因ははっきりしていないのであるから、あたかも新知見が明らかになったかのようにいう 1 審原告らの主張は誤りである。なお、1 審被告準備書面（22）4 頁脚注 6 で述べたとおり、1

審被告は、若狭湾沿岸において、比較的標高が低く海岸に近い、創建年代の古い神社（標高は低いもので約2m、海岸からの距離は近いもので約50m、創建年代は古いもので西暦700年代）に対して聞き取り及び現地調査を実施しており、その中には、山本氏らの調査地点に近い高浜町内の2箇所や小浜市内の1箇所も含まれているところ、いずれの神社においても、天正地震によるものも含め、津波による被害記録は認められなかった（乙63、プレスリリース「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち天正地震に関する津波堆積物調査の結果について」21～25頁）。

- (2) また、天正地震の震源に関して、1審原告らは、1596年の慶長伏見地震を例に挙げ、「この地震は、有馬－高槻構造線などの活動によるものであるが、…同構造線から外れた枚方を震源（震央）としている」ことを根拠に、「天正地震についても、他の断層とともに、甲楽城断層ないしそれに付随する断層が海底下で活度（1審被告注：「活動」の誤りと思われる）した可能性を否定することはできない」とも主張する（1審原告ら控訴審第10準備書面2～3頁）。

しかしながら、天正地震において、甲楽城断層ないしそれに付随する断層が海底下で活動したとの主張は何ら根拠がなく、1審原告らの推測に過ぎない。なお、1審被告は、平成27年1月30日付準備書面（19）（以下、「1審被告準備書面（19）」という）11～14頁においても述べたとおり、本件発電所敷地周辺の海域活断層については、和布－干飯崎沖－甲楽城断層も検討対象とした上で津波評価を実施しているのであるから、そもそも1審原告らの主張はあたらない。

- (3) さらに、1審原告らは、新規制基準においては「『将来活動する可能性のある断層等』は、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないものとする」と明示されていることから、津波の評価にあたっては、「活断層については1万年程度の調査では足りず、少なくとも十数万年前にわ

たって活動性がないことの確認が必要とされている」とも主張する（1審原告ら控訴審第10準備書面4～5頁）。

しかしながら、1審被告は、既に1審被告準備書面（19）11頁において述べたとおり、文献調査及び敷地周辺の活断層調査結果を踏まえ、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない海域活断層を津波評価における波源として考慮しているのであるから、1審原告らの主張は誤りである。

（4）このほか、1審原告らは、「くるみ浦」等の若狭地方の伝承（1審原告ら控訴審第4準備書面2～5頁、1審原告ら控訴審第10準備書面3頁）や「冠島」（1審原告ら控訴審第10準備書面3頁）、「琵琶湖西岸」（1審原告ら控訴審第10準備書面4頁）等の伝承を列挙するが、1審被告準備書面（19）7～10頁及び1審被告準備書面（22）3～5頁で述べたとおり、1審被告は、様々な文献による調査、津波堆積物調査、神社聞き取り調査を実施した結果、約1万年前以降に本件発電所の安全性に影響を与えるような規模の津波の痕跡が認められなかったことを確認しているのであって、1審原告らが列挙する伝承を踏まえても、天正地震による津波やその他の伝承記録に示されるような大津波が若狭湾に押し寄せた事実はないとの1審被告の評価結果は変わるものではない。

2 隠岐トラフ南東縁の逆断層群について

（1）1審原告らは、1審被告が若狭海丘列付近断層¹の津波評価にあたりどのようにシミュレーションしたのか計算根拠が明らかにされていないと述べた上で、1審被告のシミュレーションは、入倉・三宅(2001)に示される「地震モーメント M_0 とすべり量 D のスケーリング則を用いているものと思われる」ところ、

¹ 1審原告らのいう「隠岐トラフ南東縁の逆断層群」とは、福井県の想定する若狭海丘列付近断層に対応するものと考えられる。同断層については、1審被告準備書面（22）6頁において述べたとおり、そもそも連続した断層とは考えられないが、1審被告は、より安全側に立って、福井県が想定した断層長さ90kmの波源モデルにより津波の影響を評価し、基準津波を策定している。

この式は「平均的値を求めるものであるが、そのもととなったデータには極めて大きなバラツキがある」ことから、津波評価にあたっては「バラツキの中の最大の値をとるべき」であると主張する（1審原告ら控訴審第10準備書面6～7頁）。

しかしながら、若狭海丘列付近断層を波源とする津波評価の計算根拠については、既に提出している乙第51号証に記載のとおりである（乙51、「大飯発電所 津波評価について」8～34頁、93～97頁、104～116頁等）。そして、1審被告は、社団法人土木学会が取りまとめた『原子力発電所の津波評価技術』に基づき、スケーリング則には武村（1998）²に示される関係式を用いているのであって、1審原告らのいう入倉・三宅式は用いていない。したがって、1審原告らの主張はその前提において誤りである。

（2）また、1審原告らは、本件発電所の近傍には上林川断層の「延長線上の断層」があり、この断層を含む各断層に囲まれた「ブロックをなす地盤が瞬間的に沈むか上がるかする」ことにより特殊な津波が発生することから、こうした事情を考慮しなければならないと主張する（1審原告ら控訴審第10準備書面7～9頁）。

しかしながら、1審被告は、『[新編]日本の活断層』等の文献調査や敷地周辺の詳細な活断層調査³の結果、上林川断層の延伸は認められないことを確認しているのであるから（乙81、「大飯発電所 地盤（敷地周辺、敷地近傍の地質・地質構造）について」15～40頁）、1審原告らの主張は、その前提において誤りである。なお、ブロックをなす地盤が瞬間的に沈降するなどとする1審原告らの主張は、何ら科学的根拠が示されておらず、推測に過ぎない。1審被告準備書面（22）6～7頁で述べたとおり、1審被告は、詳細な活断層調査の結果に基づき、本件発電所敷地周辺の海域活断層を波源とする津波も含めて検討し

² 武村雅之（1998）：「日本列島における地殻内地震動のスケーリング則—地殻断層の影響および地震被害との関連—」，地震第2輯，第51巻，211-228頁

³ 1審被告の平成27年1月30日付準備書面（18）44～46頁を参照。

ており、海底地形・海岸線の地形等をモデル化した津波のシミュレーションを実施している。そして、この検討においては、断層の活動による影響として、断層のずれによる海底地形の変化やこれに伴う海面の挙動等も考慮の上、津波を適切に評価しているのである。

- (3) さらに、1審原告らは、新聞記事(甲201)によれば、「山陰地方の日本海側(本件原発近傍を含む)には、年4ミリほど東西にずれ動いている『ひずみ集中帯』があり、地表に活断層がなくても地震が起こる可能性がある」ことから、津波評価にあたってはこうした点も考慮する必要があると主張する(1審原告ら控訴審第10準備書面7~8頁)。

しかしながら、「ひずみ集中帯」の存在が指摘されているのはあくまでも山陰地方の日本海側であって、甲第201号証によっても本件発電所付近に「ひずみ集中帯」があるとは解釈できない。「本件原発近傍を含む」というのは1審原告らによる独自の見解に過ぎないのであって、1審原告らの主張はその前提において失当である。

なお、1審被告は、山陰地方の日本海側で2000年に発生した鳥取県西部地震の震源付近と、本件発電所の敷地周辺について、それぞれの地震活動状況、活断層分布やその活動状況を調査し、前者は活断層が未成熟であることから震源が特定しにくい一方、後者は活断層が成熟しており、震源が特定しにくい地域ではないことを確認している(乙82、「高浜発電所・大飯発電所 震源を特定せず策定する地震動について コメント回答」1~23頁)。このように、両地域では大きな違いが認められるのであるから、山陰地方の日本海側の特徴がそのまま本件発電所の敷地周辺にあてはまるわけでもない。

3 新規制基準の策定過程における「既往最大」の考慮について

- (1) 1審原告らは、藤原広行氏や桜田道夫氏の発言(甲190, 195)を引用しつつ、「新規制基準において『既往最大』が明言されていないのは、単なる時間切れ

によって盛り込めなかったに過ぎない」と主張する（1審原告ら控訴審第10準備書面9～11頁）。

- (2) しかしながら、1審原告らの引用する両氏の発言によっても、時間切れのため新規制基準に「既往最大」が明記できなかったとは解釈できず、1審原告らの主張は曲解であるといわざるを得ない。またそれを措いても、新規制基準の検討期間に関する1審原告らの主張は、自らの主観的評価を述べるものに過ぎず、かつ、それ自体は新規制基準の内容について具体的な問題を指摘するものではない。

以 上